

議案第 4 7 号

市道路線の変更について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定により、議会の議決を経て、市道の路線を下記のとおり変更する。

平成 3 0 年 2 月 1 9 日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

記

路線 番号	旧新 別	路 線 名	起 点	終 点	備 考
1222	旧	市道 小野田駅前 8 号線	山陽小野田市 日の出三丁目 2186-1 地先	山陽小野田市 日の出三丁目 1749-12 地先	L = 1 6 0 m
	新		山陽小野田市 日の出三丁目 2187-4 地先	山陽小野田市 日の出三丁目 1749-12 地先	L = 1 9 4 m

(参考条文)

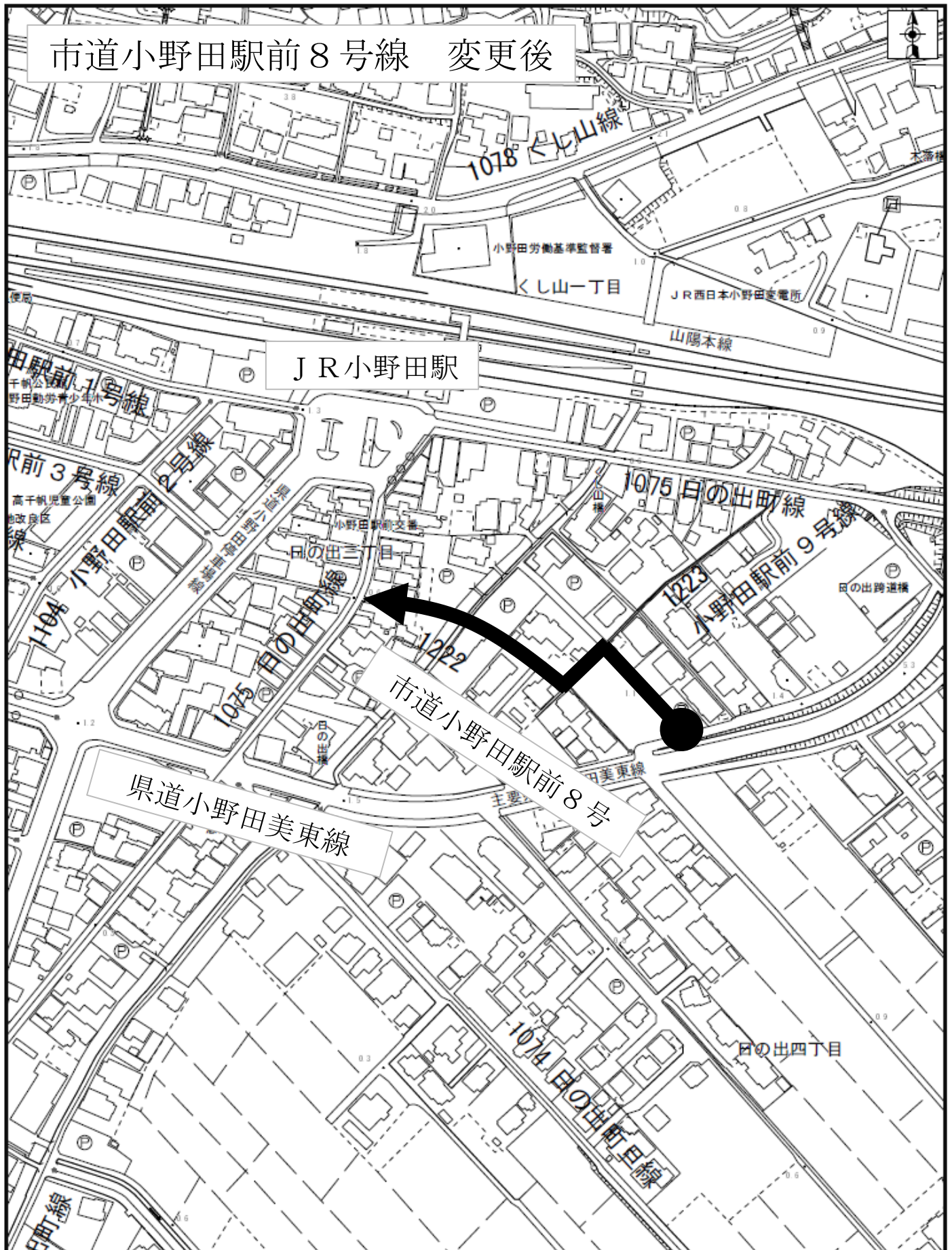
○道路法

(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8条まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。



市道小野田駅前8号線 変更前

